

令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：畜産局牛乳乳製品課

品名（関税率関係）又は制度名（関税制度関係）		＜品名＞ 乳製品（関税暫定措置法別表第１の３に掲げられた物品）									
改正要望の内容		○ 改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第２条第２項 ○ 具体的な内容 「令和９年３月３１日まで」とされているものを１年以上延長する。									
税番	統計細分	品目	現行税率			改正後税率			WTO 譲許 税率	現行制度の増減税規模	改正増減収額
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠			
0402.10	129	関税暫定措置法別表第１の３に掲げられた品目	35%+466 円/kg	36%+130 円/kg	(同左)	(同左)			29.8%+396 円/kg	0 円 ※ ※畜安法に基づく 売買差額を考慮して算定	—
0402.10	212		466 円/kg	26%+130 円/kg					396 円/kg		
0402.10	217		466 円/kg	26%+130 円/kg					396 円/kg		
0402.10	229		25%+466 円/kg	26%+130 円/kg					21.3%+396 円/kg		
0402.21	139		30%+720 円/kg	31%+210 円/kg					25.5%+612 円/kg		
0402.21	149		30%+1,204 円/kg	31%+210 円/kg					25.5%+1,023 円/kg		
0402.21	212		500 円/kg	26%+130 円/kg					425 円/kg		
0402.21	217		500 円/kg	26%+130 円/kg					425 円/kg		
0402.21	229		25%+500 円/kg	26%+130 円/kg					21.3%+425 円/kg		
0402.29	119		30%+720 円/kg	31%+210 円/kg					25.5%+612 円/kg		
0402.29	129		30%+1,204 円/kg	31%+210 円/kg					25.5%+1,023 円/kg		
0402.29	291		35%+500 円/kg	36%+130 円/kg					29.8%+425 円/kg		
0402.99	129		30%+599 円/kg	25.5%+104 円/kg					25.5%+509 円/kg		
0402.99	290		25%+299 円/kg	25.5%+55 円/kg					25.5%+254 円/kg		
0403.90	113		35%+466 円/kg	36%+200 円/kg					29.8%+396 円/kg		
0403.90	123		35%+685 円/kg	36%+200 円/kg					29.8%+582 円/kg		
0403.90	133		35%+1,204 円/kg	36%+200 円/kg					29.8%+1,023 円/kg		
0404.10	126		35%+500 円/kg	35%+120 円/kg					29.8%+425 円/kg		
0404.10	127		35%+500 円/kg	35%+120 円/kg					29.8%+425 円/kg		
0404.10	128		35%+500 円/kg	35%+120 円/kg					29.8%+425 円/kg		
0404.10	136		35%+500 円/kg	35%+120 円/kg					29.8%+425 円/kg		
0404.10	137		35%+500 円/kg	35%+120 円/kg					29.8%+425 円/kg		
0404.10	138		35%+500 円/kg	35%+120 円/kg					29.8%+425 円/kg		
0404.10	146		35%+500 円/kg	35%+120 円/kg					29.8%+425 円/kg		
0404.10	147		35%+500 円/kg	35%+120 円/kg					29.8%+425 円/kg		

0404. 10	148		35%+500 円/kg	35%+120 円/kg				29. 8%+425 円/kg		
0404. 10	166		35%+808 円/kg	35%+120 円/kg				29. 8%+687 円/kg		
0404. 10	167		35%+808 円/kg	35%+120 円/kg				29. 8%+687 円/kg		
0404. 10	168		35%+808 円/kg	35%+120 円/kg				29. 8%+687 円/kg		
0404. 10	176		35%+808 円/kg	35%+120 円/kg				29. 8%+687 円/kg		
0404. 10	177		35%+808 円/kg	35%+120 円/kg				29. 8%+687 円/kg		
0404. 10	178		35%+808 円/kg	35%+120 円/kg				29. 8%+687 円/kg		
0404. 10	186		35%+808 円/kg	35%+120 円/kg				29. 8%+687 円/kg		
0404. 10	187		35%+808 円/kg	35%+120 円/kg				29. 8%+687 円/kg		
0404. 10	188		35%+808 円/kg	35%+120 円/kg				29. 8%+687 円/kg		
0405. 10	129		35%+1, 159 円/kg	36%+290 円/kg				29. 8%+985 円/kg		
0405. 10	229		35%+1, 363 円/kg	36%+290 円/kg				29. 8%+1, 159 円/kg		
0405. 20	090		35%+1, 159 円/kg	36%+290 円/kg				29. 8%+985 円/kg		
0405. 90	190		35%+1, 159 円/kg	36%+290 円/kg				29. 8%+985 円/kg		
0405. 90	229		35%+1, 363 円/kg	36%+290 円/kg				29. 8%+1, 159 円/kg		

**改正要望内容の
施行期日及び適
用期間**

施行期日：令和 9 年 4 月 1 日
適用期間：「令和 9 年 3 月 31 日まで」とされているものを 1 年以上延長する。

**改正を要望する
品目又は制度を
めぐる状況**

① 現状

(1) 改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等

本項目は関税暫定措置法別表第 1 の 3 に掲げられる種々の乳製品であり、様々な乳製品の原料や直接消費されるものが含まれる。

本税率・制度により、需要者に対する輸入品の供給を確保する一方、高税率の枠外税率により無秩序な輸入を防ぎ、国産品の需要を確保し国内生産者を保護している。

(2) 輸入状況等

数量単位：トン 価額単位：百万円

年 度 国 名	令 5		令 6		令 7	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額
ニュージーランド [＊]	6, 127	4, 075	5, 518	4, 327	5, 383	5, 235
オーストラリア	2, 613	1, 242	2, 312	1, 030	2, 810	1, 320
フランス	1, 279	1, 511	1, 210	1, 034	1, 712	1, 431
計(含その他)	15, 044	9, 157	16, 063	9, 016	17, 491	11, 280

(出典) 貿易統計 (財務省)

(3) 国際市況等

直近3ヵ年の平均輸入単価（C I F 価格（円/kg））

年 度 国 名	令 5	令 6	令 7
ニュージーランド	665	784	972
オーストラリア	475	445	470
フランス	1,182	855	836
計(含その他)	609	561	645

（出典）貿易統計（財務省）

(4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態

ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく関税化は、平成7年度から6年間実施され、それ以後は、WTOドーハ・ラウンド交渉が終結し、その決定事項が施行されるまでの間、ウルグアイ・ラウンド合意の実施期間の最終年における措置が維持されることとなっている。

その他、複数品目において各種経済連携協定で段階的な税率引き下げが行われている。

（例）【脱脂粉乳】（関税番号 0402.10-129）

CPTPP、日EU・EPAにおいて枠数量を設けた上で段階的に税率を引き下げ（2034年度以降一律35%）。

（例）【バター】（関税番号 0405.10-129）

CPTPP、日EU・EPAにおいて枠数量を設けた上で段階的に税率を引き下げ（2029年度以降一律35%）。

② 問題点

我が国には国土条件等の制約があるため、現時点では十分な国際競争力を確保するには至っていない。

改正の必要性和
目的達成の見通し

① 改正の目的（政策の達成目標）

本関税率・制度は、ウルグアイ・ラウンド農業合意を履行するために必要なものとなっている。また、高税率の枠外税率により無秩序な輸入を防ぎ、国内需給の安定を図る必要がある。

② 改正の方向性

国産品が十分な国際競争力を確保していない現状では、高税率の枠外税率により無秩序な輸入を防ぎ、国内需給の安定を図る必要がある。

なお、暫定税率の延長適用以外に、輸入乳製品による国内需給への影響を小さくする手段として、補助金等による国内酪農家への補助等が考えられるが、新たな財政負担が必要となることから、本暫定税率の延長適用が効率的である。

令和9年3月31日で関税暫定措置法の期限が終了するが、引き続き、高率の枠外

	税率により無秩序な輸入を防ぎ、国内需給の安定を図りつつ、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく措置を履行する必要があるため、改正を要望するものである。 ③ 改正目的達成予定時期 国産品が十分な国際競争力を確保した時点。
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1) 改正による国内産業保護に与える効果・影響 本関税率・制度の適用により、国家貿易以外の輸入は、我が国の牛乳乳製品の需給にほとんど影響を与えない程度に抑制されている。また、新たな財源措置が不要である。 (2) 消費者等の利益に与える効果・影響 本関税率・制度により、消費者が乳製品を購入する際の金銭的負担が軽減される。 (3) その他の効果・影響 特になし。 ② 改正の妥当性 高水準の枠外関税の設定と国家貿易による適時適切な輸入により、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく措置を履行しつつ、輸入品による国内需給への影響を抑え、乳製品全体の需給の安定が図られていることから、引き続き本措置が必要である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 当省においては、本要望に関連する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、令和6年度の総合評価書「総合的な食料安全保障の確立」において、「我が国の総合的な食料安全保障の確保に向けて、評価対象政策である「総合的な食料安全保障の確立」に対して一定の有効性が確認された」とされているところ。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 上記①の政策評価を踏まえ、当省としては、引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた様々な取組を維持・促進していく必要があることから、こうした取組を支援する一環として、乳製品（関税暫定措置法別表第1の3に掲げられた物品）に係る暫定税率について、引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 以下の政府方針の達成のためには、本措置の延長により国内生産者を保護し、国内需給の安定を図ることが不可欠である。

	【農業競争力強化プログラム】 ・ 11 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策 ・ 13 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革 ④ 関連措置 【酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律】 ・ 酪農及び肉用牛生産の近代化を総合かつ計画的に推進するための措置 ・ 酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・ 上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進を図るための措置
--	--

○ 改正経緯

これまでの改正状況	本暫定税率は、平成 12 年度に設定されて以降、現在まで延長されている。
措置による効果	上記の「改正によって期待される効果」のとおり新たな財政負担なく、高率の枠外税率により無秩序な輸入を防ぎつつ、国内需給の安定に寄与することができた。